

No.	質問日	分類	質問内容	回答日	回答
18	2024/10/25	入札時積算数量書等	特殊単価一覧表（刊行物）No.4050に交通誘導員の見積単価15,500とありますが、長崎県公共建築積算基準資料（令和6年4月）の第4編第1章4「その他」の率に交通誘導員のその他の率は仮設の工種を適用する。とあります。見積単価にはその他の率を反映する必要があると思いますが、どのように解釈したら宜しいでしょうか。ご指示をお願いします。	2024/11/1	今回の交通誘導員の単価は公共工事設計労務単価を用いていますが、法定福利費や経費は共通仮設費、現場管理費の中で計上されているものとしているため、その他の率を反映する必要はないと考えております。
19	2024/10/25	入札時積算数量書等	代価表4～18に大工の単価が26,000円とありますが、代価表19～27は27,000円です。週休2日の補正率を反映すると27,000円が正しいと思います。又、普通作業員の単価が20,000円とありますが、代価表-1では20,800円です。20,800円が正しいと思いますが、入札公告の別記様式6に週休2日の取得が確認できない場合は発注者は労務費を補正し、請負金額を減額変更する。とあります。これについてどのように解釈したら宜しいでしょうか。ご指示をお願いします。	2024/11/1	ご指摘の通り週休2日の単価補正につきまして反映されるべきものが反映されていないものがございました。入札時は入札時積算書等及び参考資料にございます公表単価のとおり積算願います。契約後、変更の対象として協議させていただきます。
20	2024/10/25	入札時積算数量書等	長崎県公共工事積算基準等資料(令和6年4月)の第4編第1章「その他」の率に歩掛の「その他」の率は中間値+1%を標準としますが、代価表には+1%は反映されてありません。これはどのように解釈したら宜しいでしょうか。ご指示をお願いします。	2024/11/1	ご指摘の通り歩掛のその他の率に中間値+1%につきまして、反映されるべきものが反映されておりました。入札時は入札時積算書等及び参考資料にございます歩掛のとおり積算願います。契約後、変更の対象として協議させていただきます。

No.	質問日	分類	質問内容	回答日	回答
21	2024/10/31	特記仕様書	共-03共通特記仕様書(3)2仮設工事1監督職員事務所 設備・備品等については現場説明書によると記載があり、その他にもいくつか現場説明書によると記載されているところがあります。現場説明書がありましたら資料を頂けないでしょうか。	2024/11/1	<p>監督員事務所設備備品については下記の通りです。</p> <p>(1) コンテナ1台を占有する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアコン1台 ・流し台1台 ・冷蔵庫1台 ・ポット1台 ・長テーブル1台 ・パイプイス4脚 ・複合機1台 ・机1台 ・回転椅子1脚 ・書棚1台 <p>(2) 事務所の一角を間借りする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・机1台 ・回転椅子1脚 ・書棚1台 <p>※いずれの場合も協議の上決定する。</p> <p>その他現場説明書によると記載している箇所につきましては、契約後、協議の上決定させていただきたいと考えております。</p>